

平成 18 年度第 2 回大阪府都市計画公聴会
寝屋川市都市計画公聴会速記録

府決定案件

- 「東部大阪都市計画区域区分の変更案」
- 「東部大阪都市計画用途地域の変更案」
- 「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更案」

市決定案件

- 「東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定案」
- 「東部大阪都市計画道路の変更案」
- 「東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更案」

- 1 とき 平成 18 年 8 月 30 日（水）
午前 10 時開会、午前 10 時 35 分閉会
- 2 ところ 大阪府庁新別館北館 4 階
大阪府職員会館多目的ホール
大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号
- 3 対象市町村 東大阪市、寝屋川市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 福西参事
寝屋川市まち政策部都市計画室 西村室長
(2) 公述人
4 人

司会（南田主査）皆さんおはようございます。お持たせいたしました。

ただいまから、平成18年度第2回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

なお、府決定の「東部大阪都市計画区域区分の変更案」及び「東部大阪都市計画用途地域の変更案」に関連いたしまして、寝屋川市決定の都市計画案についても公述申出書が提出されておりますので、今回は大阪府と寝屋川市との合同公聴会とさせていただきます。

私は本日の司会を務めます、大阪府都市整備部総合計画課主査の南田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

公聴会の開会に当たりまして、皆様に御協力をお願いしたいことがあります。

まず、本会場は禁煙となっておりますので、タバコは御遠慮願います。次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただきますか、マナーモードに設定をお願いいたします。報道関係者の方にはお願いします。報道機関による写真撮影は、公聴会の開会后5分間はフリーです。その後は公聴会の妨げにならない範囲で取材をよろしく申し上げます。

なお、本日は「関西エコオフィス運動」期間中のため、司会や議長を含め、行政関係者の服装は軽装とさせていただきますので、御了承願います。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。

なお、公聴会の進行は、大阪府からは都市整備部総合計画課の福西参事が、そして寝屋川市からはまち政策部都市計画室の西村室長がそれぞれ議長として指名を受けておりますが、本日の進行につきましては、大阪府の福西参事が総合議長として担当いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議長（福西参事）本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、本日の議長を務めます大阪府総合計画課参事の福西でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、平成18年度第2回大阪府都市計画公聴会並びに寝屋川市都市計画公聴会を開催いたします。

まず、開始に当たって公聴会の趣旨及び都市計画の手續について申し上げます。

今回、あらかじめ提示しております都市計画案は、大阪府及び寝屋川市が関係機関と協議を重ねながら作成したものでございます。

本日は、これらの原案をもとに、皆様方の御意見をお聞きし、都市計画の案を作成するため、公聴会を開催した次第でございます。事前に公述の申出をしていただいた4名の方に意見を述べていただきます。

なお、本日の公述の内容は、速記により記録としてまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえた上で、関係機関等と協議調整に入りまして、正式に都市計画案を作成いたします。

次に、本日の速記録と公述意見のうち、今回決定しようとする都市計画に関するものに対する大阪府並びに寝屋川市の考え方を公開し、それぞれのホームページにも掲載いたします。この公開は、都市計画案の縦覧とともにを行います。縦覧期間は2週間で、その期間中に住民及び利害関係人は大阪府、あるいは寝屋川市に意見書を提出することができます。その後、都市計画案をそれぞれの都市計画審議会へ付議することになりますが、その際には本日の公聴会の速記録と大阪府並びに寝屋川市の考え方を、また都市計画案に対する意見書が提出されていまして、その要旨もあわせて提出し、審議会の資料といたします。

都市計画審議会で承認されまして、その旨の答申をいただいた後、当該都市計画が正式に決定されることとなります。

次に、本日の公述の方法について申し上げます。

まず、今回作成しようとする都市計画の変更案の概要を申し上げます。その後、今回の変更案について公述を行っていただくこととなります。

公述に当たりましては、私からお名前を申し上げますので、公述される方は、壇上の公述席まで来ていただきまして、公述をお願い

いたします。その際、まず、お名前を述べていただきたいと思います。

公述の内容につきましては、公述申出のときに提出いただきました要旨に従って発言をお願いいたします。当該都市計画案に関係がない内容につきましては公述できませんので、念のため申し上げます。

また、発言の時間は、既にお知らせしておりますとおり、10分以内でございますので、時間厳守をお願いいたします。

公述の開始後、制限時間の2分前になりましたらベルを1回、制限時間になりましたときはベルを2回鳴らしますので、あらかじめ御了承ください。

最後に、公述人及び会場の皆様をお願いいたします。

本日は、意見を述べていただく場でありまして、質疑応答を行う場ではございません。

あらかじめ公述の申し出をいただいた方のみに公述をしていただくことになっております。

傍聴される方々は、声を出したり拍手するなどの行為は慎まれますよう、くれぐれもお願いいたします。

もし、本公聴会の秩序や進行を乱すような発言や行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づきまして、この会場から退場していただくこととなりますので、御注意くださいますようお願いいたします。

それでは、公述の前に、本日の公述の対象である都市計画案につきまして、事務局から概要を説明させます。受付でお渡しいたしました、平成18年度第2回大阪府都市計画公聴会と書かれた資料をごらんください。

では、事務局よろしく申し上げます。

事務局（小寺課長補佐）大阪府都市整備部総合計画課課長補佐の小寺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、東部大阪都市計画高速鉄道の変更の案の概要につい

て御説明させていただきます。

お配りしております資料の1枚目をご覧ください。

大阪外環状線鉄道整備事業につきましては、新大阪駅からJR大和路線に至る20.3キロメートルの区間を、現在の城東貨物線の施設や用地を活用し、大阪外環状鉄道株式会社が複線・旅客化する事業です。

このうち、東大阪市永和1丁目地内から衣摺5丁目地内までの約2.2キロメートルの区間において、鉄道を高架にし、道路交通の円滑化と沿線地域の一体化を図る連続立体交差化を行うため、平成11年3月に、都市高速鉄道大阪外環状線を都市計画決定し、現在、事業を実施しているところです。

今回の変更内容は、約2.2キロメートルの区間のうち、東大阪市長瀬町3丁目地内から東大阪市衣摺5丁目地内までの約1.1キロメートルの区間において、円滑な整備の推進を図るため、コスト縮減・工事進捗等の観点から高架構造を、2線3柱式から、2線2柱式に変更し、それにあわせて、都市計画区域を当初計画より西側に最大1メートルずらす線形変更をしようとするものです。

今回の都市計画変更案については、事業も進んでおり、当初都市計画の変更は不要と考えておりましたが、関係機関と協議した結果、厳密に都市計画変更を行うべきとの結論に至ったものでございます。

東部大阪都市計画高速鉄道の変更案の説明は以上でございます。

事務局（中山課長）続きまして、寝屋川市の土地区画整理事業に関連します都市計画の案の概要について御説明いたします。

寝屋川市まち政策部都市計画室課長の中山でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

現在、寝屋川市の東部に位置する寝屋南地区では、国において都市計画道路大阪枚方京都線、通称、第二京阪道路の事業が進められているところでございます。その沿道において、魅力ある都市拠点の創出のため、土地区画整理事業を決定するものでございます。

これに伴い、区域区分、用途地域、防火地域及び準防火地域、道路を変更するものでございます。

その内容につきまして御説明いたします。

お配りしております寝屋南土地区画整理事業に関する資料2もあわせてごらんください。

区域区分の変更は、昨年度の府下一斉の見直し時に、保留フレームを設定していた当該地につきまして、土地区画整理事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

さらに、土地利用計画にあわせた用途地域として、近隣商業地域、容積率200パーセント、建ぺい率80パーセント。第一種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント、第二種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント及び準工業地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセントを指定するものでございます。

なお、近隣商業地域につきましては、不燃化を効果的に促進するため、準防火地域を指定するものです。

また、土地区画整理事業区域の北東部を通過する都市計画道路寝屋線について、周辺の交通網、交通の状況などから、この土地区画整理事業区域の土地利用計画とあわせて当道路の線形を変更し、交通ネットワークの形成を図ろうとするものでございます。

以上の各都市計画のうち、区域区分、用途地域につきましては大阪府が変更し、防火地域及び準防火地域、道路、土地区画整理事業につきましては、寝屋川市が決定、変更を行います。

説明は以上でございます。

議長（福西参事）それでは、ただいまから公述を始めていただきます。

今回、公述の対象となる都市計画案のうち、まず大阪府決定の「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更案」につきまして、1名の方から公述の申し出がありました。

Aさん、壇上の公述席までお越しくください。

公述人 Aです。よろしく申し上げます。

意見の要旨及びその理由を述べさせていただきます。

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更に反対します。

5人家族で、現高架工事中の西側に隣接し、我が家のベランダより1メートル東に高欄があります。手を伸ばすと届く位置です。

今、90歳の母が2階の東側に住んでいて、窓の高さが2.5メートルあり、畳4枚分の窓から、今までは朝陽が部屋いっぱいに入り、明るく暖かかったが、今は残念ながら陽が入ってきません。おまけにコンクリートの壁が目の前に立ちはだかって、部屋は暗くなり、風通しも非常に悪くなりました。

母に、「ほかの部屋に移ったら」と言っても、「ここにいる」と言います。恐らく永年生活した部屋に愛着があるからだろうと思います。母の残りわずかであろう時間を、できるだけ快適にと思うとふびんでなりません。

さて、私が三本柱から二本柱になったのを知ったのは、平成16年8月の読売新聞発表でした。まさか公が、法律違反をするとは想像もしていませんでした。恐らく専門職が英知を結集しての設計で三本柱にし、申請、認可を受けておきながら、自分の都合で勝手に二本柱に変更し西へ1メートル寄せた。

いわく、「JRの敷地内・軽微なことなので何ら問題ない」と言う大阪府。その言い分に怒りを覚えた。軽微というその西側への1メートル寄りが、家族にとって大問題です。

平成14年の住民説明会では、変更を一言も言わず。私はなぜ、「線路を真ん中にできないのか」と聞いたところ、回答は「仮線が東側なのでどうしても西側に寄ってしまう」と言ったので、「では、仮線を西側に」と言うと、「それは、北からの流れでできない」と言われた。それなら「工事中のトラック輸送も」と提案したが、「認可条件から外れる」と、「地下に潜れ」も言ったが「予算がない」とにかく「真ん中にできない」と言った。

本来なら、三本柱で、真ん中近くに建てなくてはいけないのに、うそを言った。都合のよいときは認可条件と言いながら、一方で皆に隠して二本柱に変更。私は許せない。

当初認可の三本柱に戻して欲しい。50センチでも、1メートルでも真ん中に寄せてほしいと切にお願いしたいのです。

西側隣接地の日照・圧迫感・通風改善のためにも、また90歳の母のためにもぜひよろしく願いいたします。よろしく願いします。

議長（福西参事）ありがとうございました。

続きまして、大阪府決定の「東部大阪都市計画区域区分の変更案」、「東部大阪都市計画用途地域の変更案」並びに寝屋川市決定の「東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定案」、「東部大阪都市計画道路の変更案」、「東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更案」につきまして、3名の方から公述の申し出がありましたので、引き続き公述をしていただきます。

初めに、Bさんからお願いいたします。壇上の公述席までお越しください。

公述人 Bと申します。座らせていただきます。

私は寝屋南土地区画整理準備組合 をしております。寝屋南土地区画整理事業に伴う都市計画の案に対し、次のとおり意見を申し述べます。

寝屋川市域の東部では、第二京阪道路が平成21年度の完成を目指して国において工事が進められております。寝屋川市においては、第二京阪道路の開通に伴う乱開発を防止し、計画的なまちづくりを進めるため、平成15年3月にまちづくり基本構想を策定され、我々、寝屋南地区の土地所有者にも説明会などを通じて検討の要請がありました。

私自身は、市街化調整区域内であれば、乱開発はできないのではないかと楽観しておりましたが、市の方から市街化調整区域内であったとしても、ガソリンスタンドのような沿道サービス施設は建設可能であることや、廃材や産業廃棄物のような建物を建てずに、山林が宅地化されるおそれがあることを聞き及びましたが、現に私の方に対しましても、建築工事の現場から出る残土の捨て場として、おたく様の土地を使わせてもらえないかというような申し出がありました。後で、よくよく調べてみると、この業者さんもどうやら産業廃棄物を扱っておられる業者のようでした。

このまま手をこまねいては、寝屋南地区も次第に乱開発されてしまうと危惧を抱くようになりました。そこで、平成16年4月に地主同士で勉強会を設置し、乱開発を防止し、計画的なまちづくりを進めるためにはどうすればよいのか。市のアドバイスも受けながら検討をしてみました。

その結果、地権者が協力して組合施行による土地区画整理事業を施行することが、計画的なまちづくりに最もよい手法であり、各自の土地の有効利用にもなるとの結論に達しました。

また、事業の内容を勉強していく中で、区画整理をしてもだれか土地の借り手があるのかとの意見もあり、同年、平成16年6月に、事業検討に向けた事業構想に係る提案募集を行い、今後の協議を進める事業者を決定いたしました。同年12月には、土地区画整理準備組合が発足し、平成17年8月には、施行地区の拡大を行い、現在の地権者数93名、地区面積約22.85ヘクタールの事業規模となりました。本年6月には、準備組合総会におきまして、土地利用計画が承認され、本組合の設立に向け本格的に進めていくこととなりました。

この土地利用計画においては、都市計画道路寝屋線を、地区幹線道路とし、新市街地にふさわしい、商業、業務施設、住宅等が立地する土地利用を図るとともに、緑の保全と再生のため可能な限り農地の保全と公園緑地の整備を図ることとしております。

このような、寝屋南土地区画整理事業を推進するため、ぜひとも都市計画として、土地区画整理事業の決定をしていただきたく考えております。

この土地区画整理事業の施行に伴い、都市計画区域区分を変更し、寝屋南地区を市街化区域に編入するとともに、まちづくりの計画に沿った用途地域を指定することにより、新しいまちづくりにふさわしい土地利用を図っていく必要があると考えております。

都市計画道路寝屋線は、現計画のままでは府道私市太秦線との取りつけの問題や、府道枚方交野寝屋川線との交差点が、現在の寝屋交差点と非常に近接する問題等が指摘されております。土地区画整

理事業区域内に計画変更することにより、これらの問題を回避し、面的な市街地整備と一体的な道路整備が可能となると考えております。また、従来から言われております交通渋滞も、これによって一層改善されるのではないかと考えております。この計画変更により、第二京阪道路と府道枚方交野寝屋川線を結ぶアクセス道路として、寝屋線と府道私市太秦線、そしてクリーンセンター前の市道太秦宇谷線の3路線で、交通を分散させることが可能となります。府道私市太秦線や市道太秦宇谷線の渋滞緩和にもつながると考えております。

以上、第二京阪道路沿道の乱開発を防止し、計画的なまちづくりを進めるためには、寝屋南土地区画整理事業の推進が不可欠であり、今回、大阪府及び寝屋川市において検討されている、都市計画の変更、決定がぜひとも必要と考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（福西参事）ありがとうございました。

次に、Cさん、壇上の公述席までお越し願います。

公述人 Cといたします。どうぞよろしく申し上げます。

私は、一地権者の立場でちょっと意見を述べさせていただきます。実は、第二京阪道路の開通により沿道の、私の土地というのは沿線の50メートルほど近くにございまして、個人的に第二京阪道路ができることによって、その土地がいろいろどういうふうにご利用していったらいいかというふうな、個人的にいろいろ考えていました。

ところが、今回の区画整理事業の話、市さんの方からいろいろ土地利用のお話をいただいたときに、これは非常に個人個人がバラバラでそういうふうな土地利用を考えるよりも、皆さんが、地域、地元の方、一体になって、いろいろなまちづくりを行うことが将来的に非常にいい話だと思いました。

現在、私どもの土地は、居住はしていないんですが、土地に勝手に入り込んで、実はガラスを割られたり、また夏休みとか冬休みの休みのときに、子供たちが勝手に入って火をつけたりとか、非常にちょっとその辺の治安が非常に私迷惑してしまして、また不法投棄

が頻繁に行われまして、街路樹のああいいう樹木を家の前に捨てられたりとか、それを警察とかいろいろ相談したんですけども、なかなかそれを取り締まるのが難しいですという話をいただきまして、第二京阪道路ができれば、もし規制や政策も何もとらなければ、大変なことになるんじゃないかなというふうに感じました。

幹線道路の利用に関して、実は私は、平野区なんですけども、道路の立ち退きを行い、また区画整理の立ち退き、二重のそういった立ち退きで苦労している話を聞きまして、できたら道路と一体のまちづくり、開発を進める方がいいんじゃないかと思います。

また、都市計画道路のことに関して、現在計画されておられる都市計画道路というのは非常にたくさん府下ではあると思うんですけども、現実には都市計画道路の決定された時期というのは、何十年前にも計画されている道路がたくさんございまして、なかなか現状に合わなくなってきたことはあると思うんです。ですから、やっぱり都市計画道路というのは、現状に合った、また今現在どのように考えていくか、そういうような形で見直しをしていくのは当然じゃないかなと思います。

また、今ある自然環境の保全でいろいろあるんですけども、実際、私はサラリーマンをしながら、その土地の管理をしながら、なかなか苦労をしている現状がございまして、例えば、丘陵地でもし土砂災害なり起こると、必ず持ち主の責任問題とか、そういうものを言われることがあります。また、雑草が生えたり、草を刈ってくれとかいうふうな、地元の方から例えば虫が出るとか、そういうふうなことでおっしゃられる方が非常に多いものですから、そういう点で管理している方の立場としても、結構負担がかかることがあります。

ですから、例えば今現在調整区域の中で、市街化区域に一体で編入することにより、均整のとれた地域ができることを、私は望んでいます。以上です。

議長（福西参事）ありがとうございました。

最後に、Dさん、壇上の公述席までお越し願います。

公述人 Dと申します。よろしく願います。

このたび、寝屋川市まち政策部都市計画室より、寝屋南土地区画整理事業及び都市計画道路の変更路線案の素案説明会が7月31日に開催されました。

これを受けて、路線変更素案の対象区域と境界の大半を接するマンションの居住者の多くの意見としまして、本日公述させていただきたいと思います。何とぞ御審議いただきまして、御配慮賜りますようお願い申し上げます。

一つ目ですが、区画整理事業に対する市の取り組み姿勢について。市のこれまでの取り組みはさることながら、今後の取り組み方針においても、近隣住民に対する説明及び意見交換の機会は設けられておりません。当マンションにとって、居住環境が激変すると予想されるにもかかわらず、本事業計画の説明会が、事業案の決定直前であったことに対して、近隣住民に対する配慮不足と思わざるを得ません。近隣住民に対しての説明及び意見交換会の機会を、今後の計画に具体的、かつ積極的に設けていただきますようお願い申し上げます。

二つ目に、都市計画道路の変更素案についてですが、今回、変更の出ている寝屋線は、事業区域をほぼ二分するように配備されており、事業者側にとってはよりよい道路配置と思われます。しかし、この路線案は近隣住民との調整なしに、当初の都市計画道路から突然変更されております。素案説明会において、当初の都市計画道路は、一級河川「たち川」の上を数百メートル暗渠にしなければ整備できず、河川改修が終了した現在では、実際困難であるという説明でありましたが、当初の都市計画道路は、河川改修時期よりも以前から存在しており、当然、寝屋川市は河川改修、国土交通省でしょうか、との調整を行う立場にあったはずであります。調整不十分による計画の変更は納得できません。また、寝屋交差点以北の都市計画路線の廃止による変更や、寝屋交差点に近接して交差点が新設されるための渋滞懸念などが理由として挙げられておりましたが、これも計画当初からの検討事項であり、今回の変更を納得させるものではありません。ちなみに、今回の変更案による寝屋線にも府道以

北へつながる道路は存在しておらず、三差路となってしまいます。

また、環境の面では、この都市計画道路において、現時点で交通量の調査や予測などはされていないと聞いております。第二京阪道路へのアクセス道路となるわけですから、相当の騒音、震動、排気ガスが出るものと予想されます。さらに、大型商業施設の進出を聞いておりますが、その進入路となると思います。搬入車両の走行時間帯、施設の営業時間、特に深夜の営業など、住民外の車の迷い込みなども心配されます。

以上を踏まえて、都市計画路線の決定に対する変更素案の見直しをお願い申し上げます。

三つ目に、当マンション近隣の月極駐車場の廃止についてです。本事業区域内には、現在当マンションの住民や隣接地区住民が多数、約200台程度だと思っておりますが、利用する月極駐車場がございます。現状の事業計画では、この駐車場の廃止が当然予想されます。

しかし、現状当マンションの敷地内及び近隣地域には、これにかわる収容能力のある駐車場はありません。このままでは、工事期間中及び本事業完了後、路上駐車が多発するおそれがあります。駐車場の代替地案など本事業計画に含めていただきますよう切にお願い申し上げます。

四つ目に、交通の安全性についてですが、本事業計画では、道路の配置のみで、車両の通行、児童の通学路などの安全対策が提示されておられません。具体的な安全対策の提示をお願い申し上げます。

当マンションには、西側、東側にそれぞれ敷地内駐車場から車の入出路がございます。素案説明会ではマンション西側の都市計画道路に接続する交差点への信号機の設置は不可能と聞きました。敷地内の駐車台数は170台にも上りますが、信号なしの出入りでは安全が守れると思えません。また、当マンション南方には2棟のマンションが立っており、また複数の運送会社も存在しております。現在でも、朝夕は特に通勤車両やトラックの出入りが激しく、危険な状態が毎日起こっております。この車両も同じ交差点に集中することが予想されております。さらに、小学校への通学も、現在は最短の

ルートは街灯が少なく暗くて危険なため、府道方面へ迂回しておりますが、この道は自転車などの通行が多く、安全であるとは言えません。今回、整備が進み、安全な道路となるのであれば、最短ルートである小学校東門へのルートを通学路とすることが望まれます。このためにも、交差点への信号機の設置が不可欠だと思っております。特に、子供たちが安全に通学できるよう、適切な安全対策の提示をお願いいたします。

最後に、私たちは利便性が上がることすべてに反対しているわけではありません。住みよいまちづくりとは何なのでしょう。便利なだけが住みよいわけではないと思います。私たちマンションの住民の多くは、このマンションの価値を「緑が多く、静かな環境」であることだと思って、今日まで過ごしてまいりました。このことを御考慮いただくとともに、私たちの意見を反映していただき、私たち近隣住民も住みよいまちになったと思える事業計画をお願いいたします。

議長（福西参事） ありがとうございます。

以上で申し出のありました公述人4名の方からの発言はすべて終わりました。

本日は大変お忙しい中、貴重な御意見をお聞かせいただき、また、会場の皆様方には公聴会へ御出席いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、平成18年度第2回大阪府都市計画公聴会並びに寝屋川市都市計画公聴会を終了させていただきます。